

## 岐 阜 県 内 水 面 漁 場 計 画 (案)

- 一 公示番号  
別表のとおり
- 二 漁業種類及び漁業の名称  
別表のとおり
- 三 漁業時期  
一月一日から十二月三十一日まで
- 四 漁場の位置及び区域  
別表のとおり
- 五 関係地区又は地元地区  
別表のとおり
- 六 制限又は条件  
河川管理のために行う河川工事等に支障を及ぼさないこと。
- 七 存続期間  
令和六年一月一日から令和十五年十二月三十一日まで
- 八 申請期間  
令和五年十一月一日から令和五年十一月三十日まで
- 九 免許予定日  
令和六年一月一日

別 表

第五種共同漁業

公 示 番 号	漁 業 の 名 称	漁 場 の 位 置 及 び 区 域	関 係 地 区
内共第十四号	あゆ漁業、あまご漁業、 <u>にじます漁業</u> 、こい漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、なまず漁業、もろこ漁業、おいかわ漁業、うぐい漁業、もくずがに漁業	<p>基線第十一号から基点第十六号と点イとを結ぶ線までの長良川、基線第六号から下流の糸貫川、基線第十三号から下流の伊自良川並びに基点第十六号と基点第十七号を結ぶ線から下流の津保川、荒田川、論田川、根尾川、板屋川、早田川、則武川、新堀川、正木川、鷺山川、鳥羽川、天神川、新川、石田川、椎倉川、東川、椿川、城田寺川、しびり川、両満川及び山田川並びにそれらの支派川</p> <p>基線第六号 本巢市小柿と本巢郡北方町高屋とに架かる新糸貫橋の下流端の線</p> <p>基線第十一号 岐阜市茶屋新田と大垣市墨俣町墨俣とに架かる長良大橋の下流端の線</p> <p>基線第十三号 山県市長滝地内に設置された伊自良えん堤の下流端の線</p> <p>基点第十六号 岐阜市上芥見地内の津保川と桐谷川の合流点下流端から下流百四十メートルの点</p> <p>基点第十七号 岐阜市上芥見地内各務用水排水口の下流端から上流三十メートルの点</p> <p>基点第十八号 岐阜市上芥見地内長良川左岸の岐阜県河川距離標五十九・八キロメートルの点</p> <p>点 イ 基点第十八号から三百十五度四十七分の線と長良川右岸との交点</p>	岐阜市（平成十七年十二月三十一日における岐阜市の区域に限る。）、大垣市（平成十八年三月二十六日における安八郡墨俣町の区域に限る。）、山県市、瑞穂市、本巢市（平成十六年一月三十一日における本巢郡真正町の区域に限る。）及び本巢郡北方町